

令和8年度子育ての推進に係る広報委託業務に関する仕様書

1 委託業務名

令和8年度子育ての推進に係る広報委託業務

2 目的

大分県では、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援に重点的に取り組んでいるが、核家族や共働き世帯の増加、地域との関係の希薄化等で、子育てに対する不安感や孤立感を抱える人は少なくない。

子育てが家庭が安心して子育てができる環境の実現のため、家庭だけでなく、地域や社会全体で子育てを「共に」支え、応援していく「子育て」の推進が重要であることから、県下全体における子育ての気運醸成を図るため、おおいたスペシャルサポーター「ハローキティ」を活用した子育ての意識啓発動画の制作・広告を行う。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) YouTube広告及びテレビCMに用いる動画制作

YouTube広告及びテレビCMに用いる動画を下記のとおり企画制作すること。

① 本数

- ・下記②内容に示す15秒の動画 1本
- ・横動画の作成とすること

② 内容

- ・情報発信のターゲット層を限定せず、幅広い年代に子育てが認知される内容とすること。
- ・ハローキティを活用し、子育てに係る内容の発信を行うとともに、視聴した人の意識啓発に繋がる内容とすること。
- ・動画の視聴後、県ポータルサイト「子育てのタネ」への誘導を図ること。

<https://kosodatenotane.jp/>

③ 留意事項

- ・次の内容は委託業務に含むものとする。
 - ア 資料・素材の収集
 - イ 肖像権や著作権について必要な手続き
 - ウ 協力者、撮影地への交渉・許可
 - エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等制作に必要な費用の負担
 - オ 動画作成に係るハローキティ声優費用

※放送期間：3ヶ月、声優費用825,000円（税込）

カ 株式会社サンリオへの声優費用に係る支払事務

- ・制作した動画はテレビCMで発信するほか、広告配信後、県のY o u t u b e においても発信することを想定していることを踏まえ、上記業務を行うこと。
- ・動画の完成までに県による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・動画の制作にあたっては株式会社サンリオの監修が必要となることから、県が定める手続き及び別に定める「サンリオキャラクターを使用した制作物等に関する注意事項」を遵守すること。
- ・動画に使用するハローキティのデザインについては、県が提供する「大分県版のオリジナルデザイン（以下、オリジナルデザイン）」のほか、「オリジナルデザインを活用した」デザインを新たに制作することも可能であるが、新たにデザインを制作する場合には、再度株式会社サンリオの監修が必要となることに留意すること。
- ・なお、監修に必要な日数及び監修に必要な提出物については、下記のとおり。

監修に必要な提出物				
告知物データ（企画提案書）、絵コンテ				
監修に必要な日数				
使用の可否	初稿	監修	監修 (2回目以降)	合計
10営業日 (月曜起点)	5営業日	5営業日	5営業日	25営業日～

※あくまで最短の目安であり、監修の回数及び修正に要する日数等に応じて全体の所要日数は変動しますのでご承知おきください。

※企画提案書には、動画の絵コンテを提出すること。また、制作のイメージやコンセプト、それを実現するための方法について記載すること。

※「サンリオキャラクターを使用した制作物等に関する注意事項」については、委託業者選定後、該当業者に後日送付を行う。

※提出した企画提案書に基づき、株式会社サンリオと協議を行い、事業を実施するため、提案内容については、変更が生じる可能性がある。

(2) Y o u T u b e による広告配信

上記(1)で制作した動画を活用し、Y o u T u b e による広告配信を行うとともに、配信後は効果を検証すること。

- ① 発信媒体
Y o u T u b e
- ② 発信範囲
大分県内
- ③ 実施期間

秋のこどもまんなか月間である11月からの放映開始とし、期間は3か月間とすること。

配信時期、時間帯等は県と検討・協議のうえ決定すること。

④ 効果検証

広告配信期間における、当該広告の表示回数・視聴数・視聴率等について分析すること

(3) テレビCMによる放映

上記(1)で制作した動画を活用し、テレビCMによる放映を行うとともに、放映後は放送期間内の放送本数等について報告すること。

① 放送内容

15秒動画

受託者において、考査の手続き等を段取りし、実施期間に間に合うよう、スケジュール管理すること。

② 放送局

大分県内のテレビ局3局

③ 実施期間

秋のこどもまんなか月間である11月からの放映開始とし、期間は3か月間とすること。

放送時期、時間帯等は県と検討・協議のうえ決定すること。

④ 放送本数

1日1本(3局)/3か月

⑤ 放送計画

上記①～④を踏まえ、放映に係る放送局、タイムランク区別の放送本数の計画を作成し、提案すること。

5 成果物及び著作権等

(1) 業務完了後、速やかに下記を納品すること。

① 制作した動画をMP4形式で記録した電子媒体(DVDを原則とする。)1部

② 制作した動画をDVDプレイヤーで再生可能な形式で記録したDVD 1部

③ 業務実績報告書(情報発信の概要、実績、効果検証結果を盛り込むこと)

(2) 本業務により作成し、県に提出した成果物の所有権及び著作権は県に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

(3) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(4) サンリオキャラクターの著作権、著作利用権等その他の権利はすべて)サンリオが有し

ているため、イラスト利用にあたっては事前に甲（大分県）が確認した目的・範囲・方法等に従うこと。

- (5) 制作した動画には、株式会社サンリオが発行するアプルーバルナンバーを必ず記載すること。

6 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、県及び株式会社サンリオと十分に協議のうえ実施するものとする。
- (2) 本業務の履行により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本事業の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 当該業務の実施において不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任においてこれを解決すること。
- (4) 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- (5) 委託業務に係る成果物に関する権利は県に帰属するものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、3者協議により業務を進めるものとする。